

比嘉政浩論考への質問と氏からの回答

北川 泰三

比嘉政浩氏の論考は、地域社会を変えていく力となるのが協同組合だという主張は納得しました。

振り返れば、2008年に国交省から「新たな公」が提唱され、多様な主体による地域力の創造を行う支援モデル事業が多数行われました。協同組合もその1つでしたが、協同組合の自由度を高める動きにならなかったのは残念なことでした。

質問です。協同組合を自律的な地域主体ではなく、政策の受け皿とみなす位置づけとされているから発展の可能性がある見えてこないということでしょうか。許可制を届出制に替えること、あるいは市場の空白（他に担い手がいない地域サービス）については包括的に適用除外とすること、目的規定に「地域社会への貢献」を加えて、対象を広げること等の可能性はありませんでしょうか。

⇒ 協同組合基本法の制定が望ましい、と考える最大の理由は、北川さんがおっしゃるように、各協同組合法の目的規定（究極目的）に「地域社会への貢献」「持続可能な地域社会づくり」などを加え、このことをもって各法や省令等の具体的な変更を促すところにあります。但し、この際、何ほどの程度実践するか判断主体は協同組合にあることを明確にする必要があります。協同組合の経営資源は組合員のものであり、組合員の判断にそって活用すべきだからです。原稿中にある国際協同組合同盟が示している協同組合原則は「組合員が承認する政策に従って地域社会に貢献する」としています。組合員の共通の利益（共益）実現のための組織である協同組合が公益のためにその経営資源を活用する場合には、組合員の判断に基づく、という原則です。これを強調するのは、しばしば、行政が民間に寄りかかる（協同組合に限らず、何らかの実践を始めた民間組織に過度に依存する）ケースが見られるためです。

また、協同組合基本法制定のもう一つの目的は、協同組合関係者の意識を明確に変える契機としたいという点です。小職原稿にも書きましたように、現行制度下でも協同組合が挑戦できることは多々あり（但し、現場では、行政からのブレーキを日常的に感じていると思いますが）、協同組合関係者に対しては、「地域課題は深刻だ。挑戦しよう」と鼓舞することが必要だと思います。

日本の各協同組合法の多くは認可制で、労働者協同組合法だけが届出制です。世界的に見ても届出制が主流であり、望ましいのは届出制です。しかし、私の実感では、各省庁はこの点を変えるつもりはないでしょう。現実的には（実際にもそうしてきましたが）、明確な理由なく認可しないという運用ができないように認可の基準を明確にせよ、という求め方だと思います。

もう1つは、韓国協同組合基本法についてです。丸山茂樹氏の論文には、上位にある基本法の性格よりも、「新しい領域や分野において「協同組合」及び「社会的協同組合」を設立し法人格を得て活動する場合にこの法を適用することが想定されているのである。」とあります（注1）。この結果、2013年1月に349件だった設立申告が同年10月には約2,950件へ急増し、基本法施行後の一般協同組合は約2,800件、社会的協同組合は127件に達したとされています（注2）。設立しやすくなったのは確かでしょう、しかし持続的かどうかは別の問題です。日本でも新領域の可能性はあるのでしょうか。

⇒原稿注釈にも書きましたが、韓国の協同組合基本法は、主に、①規範法（原稿で中心的に触れました）、②一般協同組合の設立根拠法（組織法）、③社会的協同組合の設立根拠法（組織法）の3つの機能があります。

日本と韓国の協同組合法制は、韓国で基本法ができるまでとてもよく似ていて、ともに中小企業等協同組合法、という法律もあります。しかし、同法の内容はとても異なっています。日本の同法は範囲が広く自由度が高く、日本の協同組合で、最も数が多いのは同法に基づく協同組合です。飲食店、美容室、旅館、クリーニングなどの組合、商店街組合など様々な協同組合が含まれます。一方、韓国では同法の範囲はもっと狭い。韓国で協同組合基本法ができ、一般協同組合の設立が可能になったことにより設立された多くの協同組合は、日本では中小企業等協同組合法をもって設立可能なものです。韓国では、タクシー運転者の方々の協同組合、協同組合としてクレープのお店を開店、などの事例が報告されますが、日本では同法で可能です。よって、私は日本では、新たに一般協同組合（の設立根拠法）は不要と考えています。

社会的協同組合制度が日本で必要か、については、私の意見を留保したいと思います。韓国でセットにした法律ができたからと言って、日本でもセットで考える必要はないと思います。セットにすると議論を複雑にし、利害関係者を増やし、実現を困難にさせると思います。漠然と思っていることは、NPO 当事者の方々がいわゆる NPO 法人法が使いにくいとお考えであれば修正を検討してはどうか、ということです。NPO 法人も収入を伴う事業を一定程度実施できる、と理解していますが、であれば、社会的協同組合制度を設ける意味がどこにあるのか、不勉強で、理解していません。

さらに、韓国ではこうした流れの中で、2026 年 9 月 15 日に「社会連帯経済基本法」が公布され、来年 3 月施行となっています。これは、20 省庁を 1 つの政策循環につなぐ仕組みと意義付けており、韓国の地域社会へのインパクトは極めて大きいと見えます。この辺についてのご見識はありませんでしょうか。

⇒ニュースとして存じ上げ、意義深いと思いますが、勉強不足です。すいません。

<https://www.japan.coop/wp/24323>

注 1：丸山茂樹「韓国の「協同組合基本法」について－その特徴と意義－」『協同組合研究』32 巻 1 号（通巻 90 号）2012 年 12 月.

注 2：

韓国 協同組合の型別設立数（一般・社会的、累計）

カテゴリ	一般協同組合	社会的協同組合
2013	2811	127
2014	4840	158
2022	19,649	4116

注 3：https://ucosaka.com/report/korea_sse_04/